

令和6年竹田市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和6年6月6日(木) 午後2時00分～午後2時50分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 農地係：後藤加奈

6. 議事

議案第36号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について	13件
議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について	11件
議案第38号 農用地利用集積計画の承認について	3件
議案第39号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）	1件
議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第42号 非農地証明について	3件
議案第43号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	2件
議案第44号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表	2件

副会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から令和6年竹田市農業委員会第6回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は12番 後藤恵美子委員、1番 山本昭雄委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第10号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

この案件は議案第40号3番の農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第11号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第36号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 13件

議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 11件

議案第38号 農用地利用集積計画の承認について 3件

議案第39号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第42号 非農地証明について 3件

議案第43号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第44号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 1件

以上39案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第36号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第36号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

- 1 番の案件は6年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。
- 2 番から4 番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。
- 5 番から7 番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。
- 8 番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。
- 9 番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。
- 10 番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。
- 11 番と12 番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。
- 13 番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第36号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第36号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第36号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。
議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第37号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第36号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第37号の1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

4番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

6番と7番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

8番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

9番の借り手は〇〇〇〇〇です。

10番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

11番の借り手は〇〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第37号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第37号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時17分)

議長

再開します。

(14時17分)

議長

議案第38号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1 番の借り手は〇〇〇〇です。解除条件付き 10 か月間の使用貸借、新規設定です。

2 番の借り手は〇〇〇〇です。10 年間の使用貸借、再設定です。労力 3 人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3 番の借り手は〇〇〇〇です。2 年 10 か月間の使用貸借、新設定です。労力 2 人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第 38 号について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第 38 号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第 38 号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第 39 号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 39 号の案件は所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第 39 号について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第39号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第40号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字平田字平〇〇〇〇田1筆 面積872平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は15,944平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第40号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜・果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第40号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字菅生字三園〇〇〇〇外1筆 田1筆 畑1筆 合計面積1,532平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は47,173平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第40号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。別に外国人実習生3名が就労しています。農機具はトラクター5台・コンバイン共同利用1台・田植機共同利用1台・耕うん機4台、その他フォークリフト1台など所有しており、稲作・野菜、野菜は大根とミニトマト、ニンジン中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第40号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字西ノ久保〇〇〇〇外4筆 田5筆 合計面積3,603平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は24,968平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第40号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバインは委託・田植機1台・草刈り機を所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第40号の4番の案件は親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字高野嶽〇〇〇〇外11筆 田3筆 畑9筆 合計面積4,994平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,994平方メートルです。

議長

4 番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4 番 首藤徳子委員

議案第 40 号の 4 番の調査報告をいたします。譲受人の労力は 3 人です。農機具は耕うん機 1 台所有しており稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝ。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第 40 号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

議長

1 番の方は高齢ですが他に息子さんとかおられるんですか。

6 番 児玉淳一委員

現在は夫婦で生活をされていますが、娘さんが数年後に退職して親元に帰ってくるという予定だそうです。

議長

もう一件いいですか。4 番は農機具が耕うん機 1 台と言われたんですが他は借りているのですか。

4 番 首藤徳子委員

集落のを借りているようです。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第 40 号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定しま

す。

議長

続いて議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての説明を事務局に求めます。

事務局

議案第41号の案件は申請地 竹田市大字平田字河井迫〇〇〇〇面積4,502平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は日照不足や獣害により植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で転用行為は許可後から令和6年12月31日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。なお、この案件は3,000平方メートルを超えているため大分県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行います。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第41号の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第41号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第41号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第42号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第42号の1番の案件は申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字菅生字上菅生〇〇〇〇登記地目畑1筆 合計面積297平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請者が高齢のため平成14年頃から畑の維持ができなくなり現在は竹林となっています。始末書が添付されています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は竹林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第42号の2番の案件は申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字城原字印重寺〇〇〇〇登記地目田1筆 合計面積9.91平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成13年頃より農地として管理が出来なくなり現在は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第42号の3番の案件は申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市久住町大字久住字金操〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 合計面積512平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成元年のほ場整備により高低差が生まれ寄りつきが悪くなったため耕作に不便となったこと、また獣害もひどく農地の管理ができなくなり現在は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第42号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第42号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第42号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第43号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についての説明を事務局に求めます。

1の1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第43号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字植木字栗元〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積839平方メートルを中山間地域等直接支払事業に取り組むため今回編入する計画の農地です。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

この農地は、農業振興のための基盤として将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2の1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第43号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字菅生〇〇〇〇畑1筆 面積2,078平方メートルを譲渡先の運送会社が駐車場として利用する計画の農地です。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第43号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第43号 農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第43号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第44号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は農業委員会法第37条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会の事務の実施状況等について毎年6月30日までに公表することが義務づけられています。全国農業会議所によりインターネットで公表されます。年度当初に立てた農業委員会の活動の目標設定等について年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価するものです。議案書の2ページには、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しています。3ページからは最適化活動の実施状況を記載しています。3ページの1最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積については、②目標 今年度末の集積面積2,934ヘクタールに対し③実績 今年度末の集積面積2,899ヘクタールであり98.7パーセントの達成となっています。続いて(2) 遊休農地の発生防

止・解消について記載しています。4ページ中段からは(3)新規参入の促進について記載しています。5ページ中段から6ページにかけては2 最適化活動の活動目標です。日数目標、活動強化月間、新規参入相談会の実績等を記載しています。7ページは事務の実施状況について記載しております。

以上、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたがご意見、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第44号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第44号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会第6回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時50分)